

どうりてきはいりよ
合理的配慮とは…

合理的配慮とは、障がいのある人から困っている状況や対応して欲しいことなどを求められたときに、負担になり過ぎない範囲で、その対応を行うことをいいます。



・目の代わりとなる盲導犬などの役割について、飲食店などの店舗や事業所の理解や協力を深めていく。



・車いすの人でも利用できるように段差をなくす。

しょうがいに関する相談・問い合わせ先

- 会津若松市役所 障がい者支援課
電話：0242-39-1241 ファックス：0242-39-1430
- 会津若松市役所 こども家庭課（※子どもに関すること）
電話：0242-39-1243 ファックス：0242-39-1434
- 会津若松市障がい者総合相談窓口
住所：会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 88 番地の 4（ノーマライズ交流館パオパオ内）
電話：0242-33-5622 ファックス：0242-36-7010

編集・発行／会津若松市地域自立支援協議会 〒965-8601 会津若松市東栄町 3 番 46 号

お問い合わせ先・会津若松市役所障がい者支援課支援グループ

電話：0242-39-1241 ファックス：0242-39-1430

メール／shougaishashien@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人としての尊厳が守られ、共に生きることのできる地域社会の実現のために！

— 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画 —

地域全体で合理的配慮の推進に取り組むまち



ライフステージに応じた適切な支援が受けられるまち

自らの生き方を主体的に選択し、自己実現ができるまち

会津若松市地域自立支援協議会とは…

障がいのある人もない人もともに暮らせる共生社会の実現を目指し、平成 19 年に設置されました。医療、経済、教育、福祉等の団体の参加をいただき、「障がい理解の仕組みづくり」、「地域で支え合う仕組みづくり」、「活動支援の仕組みづくり」、「一般就労に向けた仕組みづくり」、「成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり」、「横断的な支援の仕組みづくり」の 6 つの仕組みづくりなどに取り組んでいます。

※ 地域自立支援協議会の詳細は、ホームページをごらんください ⇒



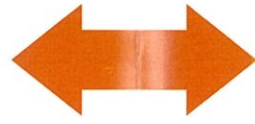
① 合理的配慮の推進



漢字の読めない人に対して、漢字にふりがなをつけるなど、補助的な対応をする。



耳の不自由な人に対し、筆談でコミュニケーションする。



① 障がい理解の仕組みづくり

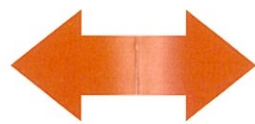
障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、市民の障がい・障がい者理解を深める仕組みを作ります。



② 地域で支え合える関係づくり

福祉避難所ってなに？

福祉避難所は、高齢者や障がいのある人など、一般避難所での避難生活が難しい人に対して、配慮した支援が受けられる場所です。会津若松市では、現在17ヶ所の福祉避難所があります。福祉避難所の設置体制や備品の有無、災害時の対応方法等について検討しています。



② 地域で支え合う仕組みづくり

災害への備えなど、地域における福祉力の向上により、身近な地域での見守りや支え合いが行われるような仕組みを作ります。



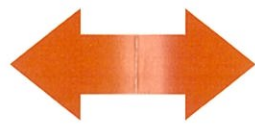
③ 自己実現を可能とする活動の推進



皆と一緒にスポーツがしたい。仲間が欲しいな！



自分の思い描く絵をえがいてみたいけど、ひとりでは難しいな！



③ 活動支援の仕組みづくり

障がいのある人が地域で生き生きと心豊かに暮らすことができるようスポーツや文化芸術活動を楽しむことができるような環境づくりに取り組みます。



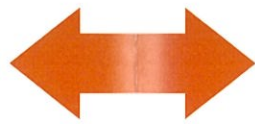
④ 雇用・就業の促進



統合失調症という病気で。病気がありながら働けますか。



娘が特別支援学校に通っています。卒業後、地域で働くことができますか。



④ 一般就労に向けた仕組みづくり

障がいのある人の雇用や職場定着への支援体制を作ります。

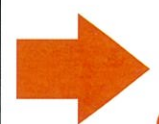
デイケア、会津障害者就業・生活支援センター（ふるんていあ）、ハローワーク、障がい福祉サービス事業所のスタッフや支援学校の教員に相談してください。



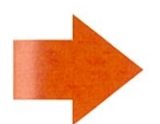
⑤ 障がいのある子どもへの支援の充実



就学前検診って何をやるの？どんな場所ですか？本人がパニックにならないか心配だわ。



事前にどんな場所で行うか見に行きましょう。そして検診内容も教えてもらいましょう！



⑤ 成長過程に応じた一貫した支援の仕組みづくり

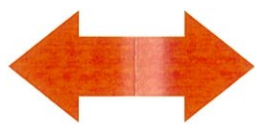
障がいのある子どもが健やかに成長できるよう、乳幼児期から卒業後まで切れ目のない一貫した支援を行うための仕組みを作ります。



事前に見学できたことで不安なく検診を受けることが出来ました。

⑥ 地域生活支援の充実

相談支援事業所でのサービスの調整や利用計画の作成等の支援を受けながら、地域の中で適切なサービスを利用できるように努めます。



⑥ 横断的な支援の仕組みづくり

保健・医療等の分野における他職種の関係機関が課題を共有しながら連携し、障がいのある人を支援する仕組みを作ります。